

2023年11月7日

投資家の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

「T&D日本株式投信(通貨選択型)米ドルコース(愛称:ダブルワイン)」
第20期決算(2023年11月7日)の分配金について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は「T&D日本株式投信(通貨選択型)米ドルコース(愛称:ダブルワイン)」(以下、「ファンド」といいます。)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ファンドは2023年11月7日に第20期決算を行い、当期の収益分配金を下記の通りお支払いすることをご案内いたします。

今後ともお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

■ 第20期分配金 (1万口当たり、税引前)

ファンド名	分配金
T&D日本株式投信(通貨選択型)米ドルコース	1,300円

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 詳細につきましては、2ページの「分配方針」もしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「分配方針」をお読みください。

資料をご覧頂くにあたっては3ページに記載された内容をよくお読みください。



T&Dアセットマネジメント

商号等: T&Dアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第357号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

■ 分配方針

毎決算時(年2回、5月および11月の各7日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

■ 販売会社の名称等

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※加入協会に○印を記載しています。

当資料はT&Dアセットマネジメントが投資家の皆様への情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また投資信託の取得をご希望の場合は、下記のご留意事項を必ずご確認いただき、ご自身でご判断ください。

ファンドのお申込みに際してのご留意事項

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

◎ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクについて

「株価変動リスク」「為替変動リスク」「取引先リスク(為替取引)」

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.30%(税抜 3.0%)を上限 として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年 1.144%(税抜 1.04%) の率を乗じて得た額とします。
その他の 費用・手数料	<ul style="list-style-type: none">・信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。・証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。